

## 一般社団法人網走青年会議所会計細則

### 第1章 総 則

- 第1条 一般社団法人網走青年会議所（以下「本会議所」という）の会計事務は、別に定めのあるものを除き、本細則の定めるところによる。ここに言う「別に定めのあるもの」とは、定款、会計規定などである。
- 第2条 本細則で金銭とは、現金（硬貨、日本銀行券、小切手、郵便為替証書）および預金をいう。
- 第3条 金銭の出納および保管は、すべて理事長の裁可を得て専務理事の指定する金銭出納担当者が行なう。
- 第4条 金銭出納担当者は、金庫の取り扱いについて次の事項を守らなければならない。
- （1）保管中の金銭と他の重要書類とを区別して整理すること。
  - （2）多額の有価証券など、金融機関に預託可能なものは遅滞なく預け入れ、かつ預り証を保管すること。
  - （3）本会議所に帰属せざる財産を理事長の許可なく金庫に保管しないこと。
  - （4）金銭出納担当者は、原則としてその保管の責を直接負わないような重要書類を金庫に出し入れする場合、その出し入れに際し、専務理事とともに立ち会わなければならない。
  - （5）特に、理事長より指示のあったものの保管は、金銭に準じて取り扱うものとする。
- 第5条 金融関係の公印は、必要に応じてすべて理事長の決裁を得て定めるものとする。
- 第6条 取引銀行の新設および変更については、理事長の決裁を得なければならない。
- 第7条 固定資産の購入、改良、売却、除去、貸借などについては、理事長の決裁を得なければならない。

### 第2章 予算および決算

- 第8条 予算は年度予算とし、予算科目は本会議所の慣行による。
- 第9条 年度予算案は、次の手続きのより作成するものとする。
- （1）各委員会は、事業計画案に従って適切な予算案を立案し、専務理事に回付する。
  - （2）専務理事は、各委員会から提出された予算案をとりまとめて総合予算を作り、速やかに理事長に提出し、理事長はこれを理事会に諮問する。
  - （3）理事会は原案を審議調整して、年度予算案を理事長に答申する。理事長は答申案を審議して総予算案の編成を決定する。

- 第10条 会計規定第6条第4項ただし書きの規定による予算案の変更の手続きは、第9条の定めを準用する。
- 第11条 専務理事は、年度終了後速やかに前年度計算書類を作成し、責任をもって毎年1月中旬に開かれる定時総会の日から15日前までに理事長に提出しなければならない。
- 第12条 計算書類の作成にあたっては、本会議所の慣行の定めるところに従わなければならない。

### 第3章 収 入

- 第13条 収入すべきことが確定した金額について、請求書を発行すべき時期が到来したならば、担当者は直ちに所定様式の請求書を発行しなければならない。
- 第14条 金銭収納に当たっては、所定様式の領収書を作成交付しなければならない。領収書は、原則として金銭出納担当者が作成し、専務理事がこれに捺印して発行する。
- 第15条 金銭出納担当者以外のものが金銭を受領した場合には、ただちに金銭出納担当者に引き渡さなければならない。
- 第16条 金銭を収納した場合は、金銭出納担当者は入金証憑にもとづいて入金伝票を作成しなければならない。
- 第17条 収納した金銭は、原則として収納当日中に銀行に預け入れなければならない。ただし、締切後に収納した金銭は、翌日に当日分と区分して銀行に預け入れる。
- 第18条 決算期末において金銭収納が未だされていないものであっても、収納すべきことが確定したものは、当期の収入に計上しなければならない。

### 第4章 支 出

- 第19条 固定資産(耐用年数1年以上で1単位/10万円以上)の購入補修等を行おうとするときは、所定の請求書又はその他適正な証憑に所要事項記載のうえ、専務理事に提出しなければならない。
- 第20条 予算に従って支出しようとするときは、所定の事業計画書又は事業報告書に担当室長の承認を得て、金銭出納担当者に回付する
- 第21条 金銭出納担当者は、前条に定めた所要の決裁ずみの事業計画書または事業報告書に基づき、支出をする。金銭を支払った場合、金銭出納担当者は支出証憑に基づいて出金伝票を作成しなければならない。
- 第22条 金銭出納担当者は、支払いを行ったときには必ず支払先から適正な領収書を徴収して保管しなければならない。適正な領収書の撤収が困難なものについては、専務理事の認印ある内部領収書によることができる。

第23条 金銭支払いの対象となる物品、用役の支払いは、毎月末締とし、支払日は翌月20日とする。ただし、臨時払いの必要のあるものおよび契約による定期払いのものについては、この限りではない。

第24条 決算期末において、金銭支出が未だされていないものであっても、支払うことが確定しているものについては、当期の支払いに計上しなければならない。

附 則

本規則は、一般社団法人網走青年会議所の設立の登記の日より施行する。